〇総務省告示第三百十五号

告 項 第 無 示 第 線 五. 号 、 千 設 <u>_</u> 備 百 第 規 則 + 項 五. 第 昭 号 五. 和 号 衛 及 + 星 び 五. 非 第 年 常 三 電 波 用 項 監 第 位 理 置 兀 号 委 指 員 示 並 会 無 び 線 に 規 標 别 則 第 識 表 第 \mathcal{O} + 八 技 三 号) 号 術 的 \mathcal{O} 第 条 13 件 + \mathcal{O} を 規 兀 定 条 定 第 に \Diamond 基 三 る 件 づ 項 き 第 \mathcal{O} 平 兀 + 部 成 を 十 五. 七 条 次 年 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 総 う 務 第 に 省

令和四年九月十五日

改

正

す

る

総 務 大 臣 寺 田 稔

げ 7 لح 次 る 掲 1 対 次 う げ 応 対 \mathcal{O} 象 す る 表 規 そ る に 定 ょ は \mathcal{O} 改 で 標 正 り 改 改 記 後 欄 改 正 正 部 前 正 分 前 に 掲 欄 欄 に 前 に に げ 欄 掲 る に 重 げ 傍 れ 規 掲 12 る 線 定 げ 対 対 る \mathcal{O} 応 象 傍 規 す 規 定 重 線 る 定 下 を \mathcal{O} を 線 傍 ŧ 付 改 \mathcal{O} を 線 L を 正 含 た 掲 後 む 部 下 0 げ 欄 分 線 7 12 以 \mathcal{O} を 掲 含 1 下 ょ な げ 同 う む ľ に る 1 改 t 対 以 象 \Diamond 下 \mathcal{O} は 規 同 を 定 付 ľ 改 $\sum_{}$ と L 正 L た 前 れ を 7 規 欄 を 加 移 定 及 付 え 動 び L る。 L 以 改 た 下 正 部 後 改 分 \neg 正 欄 を 対 後 \mathcal{L} 象 に 欄 規 対 れ 応 に 定 に 掲 順

												_				(二)	()	3 6	2	びー	の 信	낃니	1 7	う、 う、 を を	1 5 社	5 - 1 	律	ī	
六〇	五五	五〇	四五		三五	=======================================	五	110	五	10	仰角(度)(注)	水平面における指:	角における輻射電力	うち、六五パーセン	て同じ。) の許容値は、	送信空中線の等価質	前号一、二及び国と)一D電波を使用する	略]	六二・〇二五州を	号にA三X電波一二)六・〇三一 /	八工衛星向けの信号に	欠り条件こ適合すること。(仍対具第四十丑多の二第	帯見川等国上元本の神部できーカイー 時が	ぎょ、コン、	律星 非常用位置指示無疑		
四四四	四四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	(デシベル) 等価等方輻射電力の最大許容値		角における輻射電力の値は、九○パーセント以上が許容値の範囲内にあること。	を超えるものが許容値の節	個は、次の表のとおりとする。なお、	送信空中線の等価等方輻射電力(一ミリワットを○デシベルとする。		一D電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に		び一六二・○二五㎞を使用するものであること。	の信号にA三X電波一二一・五 凪並びに位置に関する信号にF一D電波一六一・九七五 凪	四〇六・〇三一心、四〇六・〇三七心又は四〇六・〇四〇六・〇二一心、四〇六・〇三七心又は四〇六・〇四	人工衛星向けの信号にG一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五 Elzで、多年によっ。とこで、	171。	おり二等一頁の新星上常月左畳旨で無泉票銭よ、前頁に開税装置での研認が可能を促無度の点源火を構えること	は芸堂でつ筆忍を丁号なる思愛の言	万無縞橋譜に 沙の条件に逆合すること		改 正 後
三四	三四	三四	三四	四四	三四	三四	三四	三回	三四	三四	等価等方輻射電力の最小許容値	と。 と	許容値の範囲内にあること。また、	内にあり、かつ、五五度以下の各仰	各仰角における輻射電力の値	デシベルとする。以下この号におい		次の条件に適合するものであること。		1	にF一D電波一	HI、航空機がホーミングする	ハ・〇二五四、四〇六・〇二八四、	、欠り条牛こ適合するこれ。 ま像炭貝質四十五多の二第一項の衛星非常月位置指示無線棒譜は「前項は排けるすののほぼの大貝質四十五多の二第一項の衛星非常月位置指示無線棒譜は「前項は排けるするのほ	《泉票戦よ、 竹頁 こ曷げる うつつまっかりを付えること	《女丁・言言・言言・言言			
																		[新設]	[2 同上]		電波一二一	Ήz	1(人工衛星句ナの言号では一B電皮四○六・○二五m、四○六・○二八m、四○六・○三一	二二二三三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		[1~4 同上]			改 正 前

六五	四四四	11/11/
00	巴巴	11[11]
七五	巴巴	11[11]
八〇	巴巴	11[11]
八五	巴巴	11111

注 送信空中線の輻射の中心からみた地表線の仰角をいい、度で表す

- | 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。
- 図 送信信号は、次の条件に適合するものであること。
- であること。
 (1) 構成は、国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいた技術仕様に適合するもの
- 一回であること。一回であること。2 自己診断モードで送信する各信号の送信継続時間は三秒以内とし、かつ、送信回数は
- 部 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。
- $\frac{G \ 1 \ (X) = 1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^8}{G \ 1 \ (X) = 0.5 \ ($
- G 3 (X) = G 1 (X) \cdot (1 + X + X² + X⁴ + X⁵ + X⁶ + X⁸)
- G 5 (X) = G 3 (X) \cdot (1 + X + X⁴ + X⁵ + X⁶ + X⁷ + X⁸)
- G 7 (X) = G 5 (X) \cdot (1 + X³ + X⁵ + X⁶ + X⁸)
- $G 9 (X) = G 7 (X) \cdot (1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^5 + X^7 + X^8)$
- $G11(X) = G9(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^5 + X^6 + X^7 + X^8)$ $= 1 + X + X^2 + X^4 + X^7 + X^{10} + X^{11} + X^{12} + X^{13} + X^{16} + X^{17} + X^{18} + X^{19} + X^{20} + X^{22} + X^{10} + X^{10}$
- $\frac{X^{23} + X^{24} + X^{26} + X^{31} + X^{32} + X^{33} + X^{35} + X^{37} + X^{38} + X^{39} + X^{40} + X^{41} + X^{42} + X^{46} + X^{45}}{+ X^{48}}$
- ④ 伝送速度は、毎秒三○○ビットであること。
- ─ 航空機がホーミングするための信号は、当該装置により連続送信するものとし、送4 A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。
- 三リ秒間中断される場合は、この限りでない。信により最大二秒間中断される場合及び第五号の装置による信号の送信により最大五○億により最大二秒間中断される場合及び第五号の装置による人工衛星向けの信号の送機がホーミングするための信号の送信が、前二号の装置による人工衛星向けの信号の送間の割合が二、二五○ミリ秒当たり五○パーセント以上となること。ただし、当該航空厂・航空機がホーミングするための信号は、当該装置により連続送信するものとし、送信時
- [二~四 略]
- 5 F一D電波を使用する装置は、次の条件に適合するものであること。
- □ 電源投入後、一分以内に通報の送信を開始するものであること。
- 第二号の装置による人工衛星向けの信号の送信を妨げないものであること。
- 定める件)第一号から第三号までのとおりであること。 | 平成二十一年総務省告示第五百六十五号(捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を

7、1511後ボス・ルグにつこうの言葉は、自後は登して、『智慧記』であって、A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。

3

ための信号の送信が最大二秒間中断される場合は、この限りでない。ただし、前号の装置による人工衛星向けの信号の送信により当該航空機がホーミングするための信号は、当該装置により連続送信するものであること。

新設] 同上

